

第1号介護予防支援の再委託について

1 第1号介護予防支援の再委託先の選定について

介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき実施される研修を受講した介護支援専門員が在籍する居宅介護支援事業所とする

要綱に基づき実施される研修（平成28年4月1日現在）

- (1) 介護支援専門員実務研修
- (2) 介護支援専門員専門研修
- (3) 介護支援専門員再研修
- (4) 介護支援専門員更新研修
- (5) 主任介護支援専門員研修
- (6) 主任介護支援専門員更新研修

(参考)

介護予防支援の再委託先について

いずれかの研修を受講した介護支援専門員が在籍する居宅介護支援事業所に再委託をすることができる

- (1) 介護予防支援従事者研修
- (2) 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき実施される研修

2 第1号介護予防支援及び介護予防支援の再委託に係る公平・中立性の評価について

- (1) 評価項目
再委託先に占める特定の居宅介護支援事業所の割合
- (2) 評価指標
80%未満
- (3) 評価頻度
概ね6か月毎
- (4) 評価対象
協議会開催月の2か月前のサービス提供実績